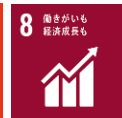


# 「特定事業主行動計画(後期計画)」の改定について



報告事項

2024/1/23  
総務部人事課

## 【改定】男性職員の育児休業取得率の目標値引上げ

2025年度までに  
(1日以上取得率)

**30%以上**



2025年度までに  
1週間以上の取得率

**85%以上**



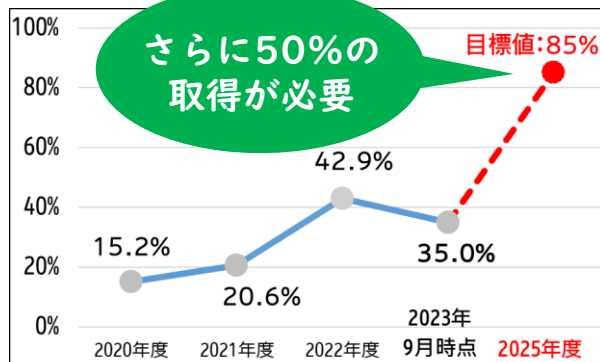
ベビーファースト運動の推進

### 改定の背景・目的

① 「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)の政府目標(地方公務員の目標)が上方修正された  
⇒総務省から、地方自治体へ新たな目標設定の要請あり

② 社会全体で子育てを支援する機運を高める  
⇒市は率先した取り組みが必要

◆男性の育休取得率は、子育てがしやすい職場のバロメーター



### 目標達成のための取り組み

- ① 【R5.12月～】サポート職員(会計年度任用職員)を通年雇用し、男性職員が短期間の育休を取得する場合も代替職員を配置する ⇒気兼ねなく休める環境の整備
- ② 【R5年度中(予定)】先輩パパ職員による体験談の作成 ⇒「育休中の業務引継ぎの工夫」や「仕事・子育てへの好影響」等を紹介し、ロールモデルに
- ③ 【R6.4月～】人事評価(業績評価)へのプラス反映 ⇒業務をフォローした上司・同僚職員を評価
- ④ 【R6予算要求】イクボス研修(所属長)・仕事と育児の両立支援研修(男性職員) ⇒イクボス意識のメリットやマネジメントへの理解、本市子育て制度の再確認や先輩職員との対話を通じた不安解消

## 「特定事業主行動計画」とは

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、自治体に策定が義務付けられている計画

(後期計画：2021～2025年度)

### 「郡山市特定事業主行動計画」体系図

